

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		共 済 花 子		組合員証 記号番号	〇〇〇 - △△△△△		
所属 機 関	名 称	〇〇市役所			掛金免除申出書:記載例(1) 出産予定日前に掛金免除申出 書を提出する場合		
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇番地					
産前産後休業期間		初 日	平成 令和	××年 4月 9日	末 日	平成 令和	××年 7月 15日
		初 日 (変更後)	平成 令和	年 月 日	末 日 (変更後)	平成 令和	年 月 日
産前産後休業に係る子の出産年月日				出産予定日	令和 ××年 5月 20日		
				出 産 日	令和 年 月 日		
単胎または多胎の別				単胎 ・ 多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>大分県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>令和 ××年 4月 1日</p> <p>住所 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>申出者 氏名 共 済 花 子</p>							
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 ××年 4月 2日</p> <p>職名 〇〇市長</p> <p>所属機関の長 氏名 ×× ×××</p>							

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
 - 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できる書類を添付すること。

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		共 済 花 子		組合員証 掛金免除変更申出書:記載例(1) 出産予定日前に掛金免除申出書を提出する場合	
所属機関	名 称	〇〇市役所		①実際の出産日が出産予定日より早くなった場合	
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇番地			
産前産後休業期間		初 日	平成 ××年 4月 9日 令和	末 日	平成 ××年 7月 15日 令和
		初 日 (変更後)	平成 ××年 4月 9日 令和	末 日 (変更後)	平成 ××年 7月 10日 令和
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日	令和 ××年 5月 20日		
		出 産 日	令和 ××年 5月 15日		
単胎または多胎の別		単胎 ・ 多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。 大分県市町村職員共済組合理事長 様 令和 ××年 5月 25日 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 申出者 氏名 共 済 花 子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 ××年 5月 26日 職名 〇〇市長 所属機関の長 氏名 ×× ×××</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
 - 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できる書類を添付すること。

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		共 済 花 子		組 記	掛金免除変更申出書:記載例(1) 出産予定日前に掛金免除申出書を 提出する場合 ①実際の出産日が出産予定日より 早くなった場合 【例2】産前休業の初日及び産後休
所属 機 関	名 称	〇〇市役所			
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇番地			
産前産後休業期間		初 日	平成 ××年 4月 9日 令和	末 日	平成 ××年 7月 15日 令和
		初 日 (変更後)	平成 ××年 4月 4日 令和	末 日 (変更後)	平成 ××年 7月 10日 令和
産前産後休業に係る子の出産年月日		出産予定日		令和 ××年 5月 20日	
		出 産 日		令和 ××年 5月 15日	
単胎または多胎の別		単胎 ・ 多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。 大分県市町村職員共済組合理事長 様 令和 ××年 5月 25日 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地 申出者 氏名 共 済 花 子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 ××年 5月 26日 職名 〇〇市長 所属機関の長 氏名 ×× ×××</p>					

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
 - 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できる書類を添付すること。

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		共 済 花 子		組 記	掛金免除変更申出書:記載例(1) 出産予定日前に掛金免除申出書を提出する場合		
所属 機 関	名 称	〇〇市役所			②実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合 [例3]産後休業の末日が変更		
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇番地					
産前産後休業期間		初 日	平成 令和	××年 4月 9日	末 日	平成 令和	××年 7月 15日
		初 日 (変更後)	平成 令和	××年 4月 9日	末 日 (変更後)	平成 令和	××年 7月 20日
産前産後休業に係る子の出産年月日				出産予定日	令和 ××年 5月 20日		
				出 産 日	令和 ××年 5月 25日		
単胎または多胎の別				単胎 ・ 多胎			
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>大分県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>令和 ××年 6月 1日</p> <p>住所 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>申出者 氏名 共 済 花 子</p>							
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 ××年 6月 2日</p> <p>職名 〇〇市長</p> <p>所属機関の長 氏名 ×× ×××</p>							

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
 - 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できる書類を添付すること。

産前産後休業掛金免除(変更)申出書

組合員の氏名		共 済 花 子		組合員証 記号番号	〇〇〇 - △△△△△		
所属 機 関	名 称	〇〇市役所		掛金免除変更申出書:記載例(2) 出産後に初めて掛金免除申出書を 提出する場合			
	所在地	〇〇市〇〇町〇〇〇番地					
産前産後休業期間		初 日	平成 令和	××年 4月 9日	末 日	平成 令和	××年 7月 20日
		初 日 (変更後)	平成 令和	年 月 日	末 日 (変更後)	平成 令和	年 月 日
産前産後休業に係る子の出産年月日			出産予定日	令和	××年 5月 20日		
			出 産 日	令和	××年 5月 25日		
単胎または多胎の別			単胎 ・ 多胎				
<p>上記のとおり、掛金の免除(免除変更)を申出します。</p> <p>大分県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>令和 ××年 6月 1日</p> <p>住所 〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>申出者 氏名 共 済 花 子</p>							
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 ××年 6月 2日</p> <p>職名 〇〇市長</p> <p>所属機関の長 氏名 ×× ×××</p>							

- 備考)
- 派遣職員に係る請求書の記載事項について、「所属機関の名称及び所在地」にあつては、「派遣先団体の名称及び所在地」を記入する。
 - 産前産後休業期間とは、出産日(出産予定日の後に出産した場合は、出産の予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の後56日までの期間のうち、地方公共団体における特別休暇の産前産後休業を取得した期間であること。
 - 掛金の免除期間は、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間であること。
 - 「特別休暇の産前産後休業を取得していること及びその期間」、「産前産後休業に係る子の出産予定日(出産日)」及び「多胎妊娠の場合にあつては、その旨」が証明できる書類を添付すること。